

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人かもめ福社会

役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かもめ福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員及び顧問をいう。

第2章 報酬等

(給与)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の給与は、法人の職員給与規定に準じて支給する。

(報酬)

第4条 前条の役員としての報酬は、評議員会において定めた別表1の基準額を、個人の役割、職務内容等を総合的に勘案・評価を行い、理事会にて決定し、各人に支給する。賞与については、職員賞与の支給率と同等とする。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

1日4時間以内 10,000円

1日4時間以上 15,000円

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 役員の仕事にあることのみによる報酬は支給しない。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第4条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月7日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第4条2項の役員等については、評議員、評議員選任解任委員はその都度現金にて支払い、理事は年度末に開催される理事会の時に一括で支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章出張旅費

(出張旅費)

第8条 出張旅費は法人の旅費規程において支払う。

(出張旅費の仮受け)

第9条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第10条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章退任慰労金

(金額の算定)

第11条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 30,000円

(2) 理事、監事

在任期間1年につき 15,000円

(3) 評議員

在任期間1年につき 5,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第12条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第13条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(受章祝金)

第14条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、徳島県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表2に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第15条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表2に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第16条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表2に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第17条 役員等が死亡したときは、相続人に別表2に定める弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第18条 役員等の親族等が死亡したときは、別表2に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章附則

(改正)

1. この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人かもめ福祉会理事会並びに評議員会の議決を経なければならない。
2. この規程は平成29年6月26日より施行する。
3. この規則は令和元年6月12日に一部改訂。

別表1

理事長	月額 300,000 円以内
理事	月額 150,000 円以内

別表2

慶弔別	金額
受章祝金	30,000 円
傷病見舞金	20,000 円
災害見舞金	30,000 円
弔慰金	20,000 円
香華料	10,000 円